

離島等供給特例承認申請書

2025年6月11日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

企 託 サ 第 7 号

2025 年 6 月 11 日

経済産業大臣

武藤 容治 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(1)ハもしくは(2)口、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(2)口、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)イ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）(2)口(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款〔低圧用〕26（深夜電力）(1)ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）(1)ホもしくは(2)ホ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(3)口、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(3)ハ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）(5)、離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)口、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）(1)ハ、(2)口(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約款〔低圧用〕25（低圧季節別時間帯別電力）(4)、離島

約款〔低圧用〕26(深夜電力)(2)ニ、離島約款〔低圧用〕27(第2深夜電力)(4)、離島約款〔低圧用〕28(融雪用電力)(5)、離島約款〔高圧用〕15(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧用〕16(業務用TOU)(6)、離島約款〔高圧用〕17(業務用高負荷率電力)(5)、離島約款〔高圧用〕18(業務用高負荷率TOU)(6)、離島約款〔高圧用〕19(業務用ウイークエンド)(6)、離島約款〔高圧用〕20(高圧電力)(1)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕21(高圧TOU)(1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款〔高圧用〕22(高圧高負荷率電力)(1)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕23(高圧高負荷率TOU)(1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款〔高圧用〕24(高圧ウイークエンド)(1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款〔高圧用〕25(臨時電力)(4)、離島約款〔高圧用〕26(農事用電力)(3)、離島約款〔高圧用〕27(自家発補給電力)(1)ハもしくは(2)ハもしくは離島約款〔高圧用〕28(予備電力)(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧用〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧用〕19(臨時電灯)(1)ハもしくは(2)ロ、離島約款〔低圧用〕20(公衆街路灯)(2)ロ、離島約款〔低圧用〕23(臨時電力)(3)イ、離島約款〔低圧用〕24(農事用電力)(2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款〔低圧用〕26(深夜電力)(1)ホの料金または離島約款〔低圧用〕16(従量電灯)(2)ホ、離島約款〔低圧用〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧用〕18(ファミリータイム)(1)ホもしくは(2)ホ、離島約款〔低圧用〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧用〕20(公衆街路灯)(3)ハ、離島約款〔低圧用〕21(高圧高負荷契約)(5)、離島約款〔低圧用〕22(高圧電力)(5)、離島約款〔低圧用〕23(臨時電力)(3)ロ、離島約款〔低圧用〕24(農事用電力)(1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約款〔低圧用〕25(高圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧用〕26(深夜電力)(2)ニ、離島約款〔低圧用〕27(第2深夜電力)(4)、離島約款〔低圧用〕28(融雪用電力)(5)、離島約款〔高圧用〕15(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧用〕16(業務用TOU)(6)、離島約款〔高圧用〕17(業務用高負荷率電力)(5)、離島約款〔高圧用〕18(業務用高負荷率TOU)(6)、離島約款〔高圧用〕19(業務用ウイークエンド)(6)、離島約款〔高圧用〕20(高圧電力)(1)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕21(高圧TOU)(1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款〔高圧用〕22(高圧高負荷率電力)(1)ホもしくは(2)ニ、離島約款〔高圧用〕23(高圧高負荷率TOU)(1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款〔高圧用〕24(高圧ウイークエンド)(1)ヘもしくは(2)ホ、離島約款〔高圧用〕25(臨時電力)(4)、離島約款〔高圧用〕26(農事用電力)(3)、離島約款〔高圧用〕27(自家発補給電力)(1)ハもしくは(2)ハもしくは離島約款〔高圧用〕28(予備電力)(3)の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(2)ロ(イ)aからcまたは別表1(燃料費調整額の算定)(2)ロ(ロ)aからcにより算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(2)ロ(イ)dまたは別表1(燃料費調整額の算定)(2)ロ

(ロ) d により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0992$

$\gamma = 1.1994$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0982$

$\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低压で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低压電力、臨時電力および農事用電力

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、120,500円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,500円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

b 低压で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、低压高負荷契約、低压季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力および融雪用電力

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

c 高圧で供給を受ける場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、c およびd の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から	2025年7月の検針日から
2025年5月31日までの期間	2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から	2025年8月の検針日から
2025年6月30日までの期間	2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から	2025年9月の検針日から
2025年7月31日までの期間	2025年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低压で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力B および農事用電力C で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、a にいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

d 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

口 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価+eに定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円の場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価
が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価-基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価
が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価-eに定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日 から2025年8月の 検針日の前日までの 期間および2025年 9月の検針日から 2025年10月の検針日 の前日までの期間	2025年8月の検針日 から2025年9月の 検針日の前日までの 期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ 20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ 40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ 60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ 100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる 1灯につき 50ワットまでごとに	38円84銭	46円61銭
	50ボルトアンペアまでの 1機器につき	23円20銭	27円84銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる 1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	23円20銭	27円84銭

ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日 から2025年8月の 検針日の前日までの 期間および2025年 9月の検針日から 2025年10月の検針日 の前日までの期間	2025年8月の検針日 から2025年9月の 検針日の前日までの 期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	63 錢	75 錢
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 円 25 錢	1 円 50 錢
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 円 25 錢	1 円 50 錢
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	12 円 52 錢	15 円 02 錢
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	12 円 52 錢	15 円 02 錢

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日 から2025年8月の 検針日の前日までの 期間および2025年 9月の検針日から 2025年10月の検針日 の前日までの期間	2025年8月の検針日 から2025年9月の 検針日の前日までの 期間
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	6円58銭	7円90銭

iv 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日 から2025年8月の 検針日の前日までの 期間および2025年 9月の検針日から 2025年10月の検針日 の前日までの期間	2025年8月の検針日 から2025年9月の 検針日の前日までの 期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合 1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合 1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合 1日につき	19円73銭	23円68銭
契約電力4キロワットの場合 1日につき	26円31銭	31円57銭
契約電力5キロワットの場合 1日につき	32円89銭	39円47銭

v 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日 から2025年8月の 検針日の前日までの 期間および2025年 9月の検針日から 2025年10月の検針日 の前日までの期間	2025年8月の検針日 から2025年9月の 検針日の前日までの 期間
契約電力1キロワット1日につき	23円68銭	28円42銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11円84銭	14円21銭

vi 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日 から2025年8月の 検針日の前日までの 期間および2025年 9月の検針日から 2025年10月の検針日 の前日までの期間	2025年8月の検針日 から2025年9月の 検針日の前日までの 期間
1契約につき	200円00銭	240円00銭

(b) 従量制供給の場合

i 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日 から2025年8月の 検針日の前日までの 期間および2025年 9月の検針日から 2025年10月の検針日 の前日までの期間	2025年8月の検針日 から2025年9月の 検針日の前日までの 期間	
最低 料金		1契約につき 最初の15キロワット時 まで	30円00銭	36円00銭
電力量 料金		上記をこえる 1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

ii i 以外

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日 から2025年8月の 検針日の前日までの 期間および2025年 9月の検針日から 2025年10月の検針日 の前日までの期間	2025年8月の検針日 から2025年9月の 検針日の前日までの 期間
1キロワット時につき		2円00銭	2円40銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価+eに定める特別措置の燃料費調整単価

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円の場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価=eに定める特別措置の燃料費調整単価-基準燃料費調整単価

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価=基準燃料費調整単価-eに定める特別措置の燃料費調整単価

- e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりいたします。

	2025年7月の検針日 から2025年8月の 検針日の前日までの 期間および2025年 9月の検針日から 2025年10月の検針日 の前日までの期間	2025年8月の検針日 から2025年9月の 検針日の前日までの 期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	82 錢 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 64 錢 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 29 錢 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 94 錢 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8 円 24 錢 6 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき	4 円 12 錢 3 厘
	50 ワットまでごとに	
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 46 錢 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ	
	100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 92 錢 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	
	50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 46 錢 3 厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 月につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 錢 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 錢 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合	13 錢 3 厘
100 ボルトアンペアまでごとに	
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 錢 9 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 錢 9 厘
1 ボルトアンペアまでごとに	

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円39銭7厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日 につき	34銭 9厘	69銭 9厘	1円39銭 7厘	2円09銭 4厘	2円79銭 3厘	3円49銭 1厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円51銭5厘
-----------------	---------

ヘ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	21円23銭0厘
--------	----------

（2）従量制供給の場合

イ 低圧で供給を受ける場合で、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

ロ 低圧で供給を受ける場合で、イ以外
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 錢 2 厘
-------------	----------

ハ 高圧で供給を受ける場合
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 錢 7 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第32条の 規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところあります。

このたび、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低压で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、高压で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低压で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を、高压で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第あります。

以上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		特別措置の燃料費調整単価	
		2025年 8月分および10月分 (a)	2025年 9月分 (b)
1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	2円 00 錢	2円 40 錢
	高圧で供給を受ける場合	1円 00 錢	1円 20 錢

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の 燃料費調整単価(※2)	
					2025年 8月分および 10月分	2025年 9月分
					(c)	(a)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	7円 77 錢	9円 32 錢
		10W超過 20Wまで	1灯	7.768	15円 54 錢	18円 64 錢
		20W超過 40Wまで	1灯	15.536	31円 07 錢	37円 29 錢
		40W超過 60Wまで	1灯	23.304	46円 61 錢	55円 93 錢
		60W超過 100Wまで	1灯	38.840	77円 68 錢	93円 22 錢
		100W超過 50Wまでごとに	1灯	19.420	38円 84 錢	46円 61 錢
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	23円 20 錢	27円 84 錢
		50VA超過 100VAまで	1機器	23.202	46円 40 錢	55円 68 錢
		100VA超過 50VAまでごとに	1機器	11.601	23円 20 錢	27円 84 錢

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の燃料費調整単価(※2)	
				2025年 8月分および 10月分	2025年 9月分
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A	50VAまで1日につき	1契約	0.313	63銭	75銭
	50VA超過100VAまで 1日につき	1契約	0.626	1円25銭	1円50銭
	100VA超過500VAまで 100VAまでごとに 1日につき	1契約	0.626	1円25銭	1円50銭
	500VA超過1kVAまで 1日につき	1契約	6.260	12円52銭	15円02銭
	1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに 1日につき	1契約	6.260	12円52銭	15円02銭
臨時電力	1kW 1日につき	1契約	6.579	13円16銭	15円79銭
	0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	6円58銭 (※3)	7円90銭 (※3)
農事用電力B (脱穀調整需要)	0.5kW 1日につき	1契約	1.6445	3円29銭	3円95銭
	1kW 1日につき	1契約	3.289	6円58銭	7円89銭
	2kW 1日につき	1契約	6.578	13円16銭	15円79銭
	3kW 1日につき	1契約	9.867	19円73銭	23円68銭
	4kW 1日につき	1契約	13.156	26円31銭	31円57銭
	5kW 1日につき	1契約	16.445	32円89銭	39円47銭
農事用電力C (育苗・栽培需要)	1kW 1日につき	1契約	11.842	23円68銭	28円42銭
	0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	11円84銭 (※3)	14円21銭 (※3)
深夜電力A	1月につき	1契約	100.000	200円00銭	240円00銭
従量電灯A、 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B	最初の15kWhまで	1契約	15.000	30円00銭	36円00銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以上